

平成29年度

部会員会議
報告書

平成29年4月12日（水）
於：松阪市市民活動センター



公益社団法人 松阪法人会青年部会



平成29年度 部会員会議 次第

開催場所・・・松阪市市民活動センター

1. 開会のことば 午後3時30分～
 2. 来賓紹介
 3. 部会長あいさつ
 4. 報告事項
 - (1) 平成28年度事業報告及び収支報告
 - (2) 任期満了に伴う役員改選
 - (3) 平成29年度事業計画及び収支予算
 5. 来賓祝辞
 6. 閉会のことば
-

税務研修会

午後4時～

テーマ：「消費税法等の改正ポイント」

講師：松阪税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 服部 健太郎 氏

《会場移動》 おまつ料理店

懇談会

午後5時30分～

卒業式

事業報告

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1. 諸会議等

開催日	名称	主たる議題	出席数
平成28年 4月20日	役員会	平成27年事業報告(案)・収支報告書(案) 部会員会議・税務研修会開催の件 行ってみよう税! 税探検隊の件 親子そろってぜいきんセミナーの件	15
4月22日	平成28年度 部会員会議	平成27年度事業報告及び収支報告 平成28年度事業計画及び予算報告	23
5月9日	実行委員会	「行ってみよう税! 税探検隊」チラシ封入作業 松阪市教育委員会訪問	8
6月10日	役員会	親子そろって税金セミナー現地視察	11
6月24日	東海連青年部 会連絡協議会	定時総会 情報交換会	2
7月13日	役員会	県連青連協報告 「行ってみよう税! 税探検隊」の件 親子そろって税金セミナー実施の件	13
8月25日	役員会	「行ってみよう税! 税探検隊」の反省会 親子そろって税金セミナーの件	12
9月2日	実行委員会	「親子そろって税金セミナー」- チラシ封入作業 松阪市教育委員会訪問	7
9月23日	役員会	親子そろって税金セミナーの件	12
10月17日	役員会	親子そろって税金セミナー現場視察 役割分担の件	13
10月21日	実行委員会	親子そろって税金セミナー準備	7
平成29年 2月24日	県連 青年部連絡協議会 役員会		1
3月6日	役員会	本会理事会報告 役員改選(案)の件 平成28年度事業報告・収支報告(見込含む) 平成29年度事業計画(案)・収支予算(案)の件 部会員会議開催の件	15
3月24日	東海連青年部 会連絡協議会	常任理事会	1

2. 研修事業等

開催日	名称	内容（講師・テーマ）	出席数
平成28年 4月20日	ワンポイント 税務研修会	平成28年度税制改正（源泉所得税） 国税不服申告立制度の改正 講師：松阪税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 服部健太郎 氏	15
4月22日	税務研修会	税制改正 ほか 講師：松阪税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 服部健太郎 氏	23
7月25日	行ってみよう 税！税探検隊	対象者：松阪市内の小学5・6年生の児童及び保護者 開催場所：四日市海上保安部 内容：施設見学・海上保安庁の役割・仕事の内容・ 巡視船あおたき体験航海（四日市港からセントレア周辺）	親子で 44 関係者 12
8月 4日	税務署長訪問		9
9月8～9日	全国青年の集 い 「旭川大会」	租税教育活動プレゼンテーション 部会長サミット： テーマ「税の使途（社会保障制度）について考える」 「租税教育活動への反映」 記念講演会：「夢は、努力でかなえる」講師：葛西 紀明氏	10
9月23日	ワンポイント 税務研修会	税制改正 ほか 講師：松阪税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 服部健太郎 氏	12
10月22日	親子そろって 税金セミナー	<i>働く”くるま”の遊園地に集まろう!!</i> <i>来て、見て、乗って公共事業</i> 対象者：松阪税務署管内の小学5・6年生の児童及び保護者 開催場所：松阪市嬉野町 雲出川笠松工事現場	親子で 31 関係者 21
11月 6日	歩け歩け大会	（本会・女性部会共催） ～松阪を歩いて健康になり、歴史に触れよう!!～ ロングコース（約9キロ）鈴の森公園～松坂城經由阪内川親水公園 ファミリーコース（約4キロ）鈴の森公園～松坂城跡周辺探索	230
11月14日	署長講演会& 税トーク	演 題：「税金にまつわるエトセトラ」 講 師：松阪税務署長 中村 佳司 氏 テーマ：「直撃！！税トーク」 講 師：総務課長 横山 幸泰 氏 講 師：個人課税第一部門統括国税調査官 青山 和義 氏 講 師：資産課税 統括国税調査官 山川秀佳子 氏 講 師：法人課税第一部門統括国税調査官 服部健太郎 氏	26
12月 7日	竹上市長訪問	（本会共催） 税制改正に関する要望活動	6
12月 8日	署長講演会	（本会共催） 「最近の税務の話題」 松阪税務署長 中村 佳示氏	41
	懇談会	（本会共催）	25
平成29年 3月 6日	ワンポイント 税務研修会	国税のクレジットカード納付の創設・加算税制度の見直し ほか 松阪税務署法人課税第一部門統括国税調査官 服部健太郎氏	15

収 支 報 告 書

(平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 3 1 日)

(参 考)

科 目	借 方	貸 方	残 高	
収益				
事業収益	0	246,000	246,000	
会員親睦事業収益	0	246,000	246,000	
受取負担金	0	192,000	192,000	通常会費
青年部会負担金	0	192,000	192,000	64 人分
雑収益	0	80,001	80,001	
受取利息	0	1	1	貯金利息
雑収益	0	80,000	80,000	署・本会参加会費他
収益計	0	518,001	518,001	
経常費用				
事業費	799,980	0	799,980	
会議費	457,583	0	457,583	
旅費交通費	309,108	0	309,108	
消耗品費	3,000	0	3,000	卒業生記念品
会場費	30,289	0	30,289	
管理費	24,391	0	24,391	
通信運搬費	3,591	0	3,591	
渉外慶弔費	20,800	0	20,800	
費用計	824,371	0	824,371	
当期経常増減額	0	-306,370	-306,370	
前年繰越金			749,660	
Ⅳ 正味財産期末残高	0	-306,370	-306,370	
次年度繰越金			443,290	

任期満了に伴う役員改選

役員改選

委員会	氏名	法人名	主たる事業（分掌業務）	本会 委員会
部会長	庄司 榮樹	(株)庄栄		e-Tax 推進 公益支援
総合企画 委員会	担当副部会長	中村 保之	(株)フレンズ	部会員会議・役員会に係る事項 歩け歩け大会 福利厚生事業に関する事項 租税教育施設見学会 他の委員会の所掌に属さない事項
	委員長	宮本 秀模	(株)宮本組	
	副委員長	黒宮 誠司	(株)SK仮設	
	副委員長	水谷 武史	大同生命保険(株)	
共益事業 推進 委員会	担当副部会長	土井 淳子	(株)みなとや呉服店	税制改正の提言及び提言書の関係機関 への提出 組織強化活動の企画・実施 会員交流企画 全国青年の集い 情報交換会 懇談会
	委員長	庄司 愛	(株)安田損害保険三重代理店	
	副委員長	中村 篤史	クラギ(株)	
	副委員長	宮崎 正弥	(株)ミヤテック	
税知識 普及 委員会	担当副部会長	安達 正喜	(有)教學舎 松阪乳幼稚園	親子そろって税金セミナー 租税教室に関する事項 講演会・研修会等の企画実施に関する 事項 確定申告広報パレード 会報誌及びホームページによる情報の 発信
	委員長	湊 久幸	三重塗料(株)	
	副委員長	熊谷 義彰	ジェイビーツーリスト(株)	
	副委員長	東村 直哉	明松ホーム(株)	
顧問	中井 俊彦	中井土木(株)		
	田村 充宏	(株)田村組		
	世古 俊子	(株)マスタ		
	田替藤 健二	(株)田替藤商店		
相談役	村井 浩一	(株)アドバンス中央		

平成29年度 事業計画

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

開催年月	会 議 ・ 事 業 名	本会事業
平成29年 4月	役員会 「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会	理事会(4/25)
5月	役員会 「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会・教育委員会との打合せ	総会(5/25)
6月	「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会 県 青年部会連絡協議会役員会(6/23) 東 青年部会連絡協議会情報交換会・定時総会(6/23)	県 通常総会 (6/15)
7月	役員会 「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会 税務署長あいさつ 「行ってみよう税！税探検隊」(7/) 親子そろってぜいきんセミナー打合せ会	
8月	役員会 夏休み親子租税教室(女性部会主体)(8/19)	
9月	夏期講演会(本会共催) 役員会 親子そろってぜいきんセミナー打合せ会 租税教育活動勉強会	理事会 夏期講演会
10月	役員会 親子そろってぜいきんセミナー 生活習慣病総合健診 歩け歩け大会(本会・女性部会共催)	歩け歩け大会
11月	役員会 署長講演会と税トーク 青年の集い「高知大会」(11/9～11/10) 税を考える週間行事 情報交換会(四日市)(11/17) 税制改正要望(陳情)	
12月	署長講演会と懇談会(本会共催) 親睦忘年会	署長講演会
平成30年 1月	署長との新春対談(本会・女性部会共催) 役員会	
2月	生活習慣病総合健診	理事会
3月	役員会 会員会議・税務研修会・卒業式・懇談会	東海大会

収支予算書

(平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日)

(参 考)

科 目	借 方	貸 方	残 高	
収 益				
事業収益	0	200,000	200,000	参加費
会員親睦事業収益	0	200,000	200,000	
受取負担金	0	210,000	210,000	通常会費
青年部会負担金	0	210,000	210,000	70人分
雑 収 益	0	55,000	55,000	
受取利息	0	0	0	貯金利息
雑 収 益	0	55,000	55,000	署・本会参加会費他
収 益 計	0	465,000	465,000	
經常費用				
事業費	793,360	0	793,360	
会 議 費	550,000	0	550,000	
旅費交通費	173,360	0	173,360	
消耗品費	20,000	0	20,000	卒業生記念品
会 場 費	50,000	0	50,000	
管理費	70,000	0	70,000	
通信運搬費	10,000	0	10,000	
涉外慶弔費	30,000	0	30,000	
印刷製本費	30,000	0	30,000	報告書作成
費 用 計	863,360	0	863,360	
当期經常増減額	0	-398,360	-398,360	
前年繰越金			465,000	
正味財産期末残高	0	-398,360	-398,360	
次年度繰越金			66,640	

卒業生ご芳名

(株) 明和工務店	西山 浩一 様
(株) サンカ機工	花崎 義明 様
(株) 石井書店	石井 宏明 様
(株) 松阪マツダ	千原 宏文 様
(株) 西川松助商店	西川 和宏 様
サクノ塗装(有)	作野 正明 様
(有) 丸中本店	中村 太 様
(株) 大鵬堂	増田 耕一 様
河武醸造(株)	河合 英彦 様
(有) 北山建築	北山 裕史 様
(株) ディアマン	廣路 雅之 様

公益社団法人松阪法人会 部会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）定款第 40 条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会組織)

第 2 条 本会に次の部会を設置する。

(1) 青年部会

(2) 女性部会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の部会を置くことができる。

(部会の権限)

第 3 条 部会は、本会の事業計画に従って各部会の実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会会計)

第 4 条 部会の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、部会に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

2 部会の収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

(部会員)

第 5 条 部会員の資格等については、別に定める会則によるものとする。

(部会役員)

第 6 条 部会には、部会運営に必要な役員を置き、部会員の中から選任する。

2 部会役員のうち 1 名を部会長、若干名を副部会長とし、部会役員の互選により選任する。

(顧問・相談役)

第 7 条 部会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

3 顧問・相談役は、部会長の諮問に応じる。

(部会役員の職務)

第 8 条 部会長は、所属部会を代表する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(部会役員の任期等)

第 9 条 部会役員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(部会の会議)

第 10 条 部会の会議は、部会員会議及び役員会とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。

2 部会員会議は部会員の全員をもって組織し、役員会は部会役員全員をもって組織する。

3 部会員会議及び役員会の議長は、部会長をもってこれに充てる。

4 部会における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

(本会への報告)

第 11 条 部会長は、会員会議及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

公益社団法人松阪法人会 青年部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）青年部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第3条の規定に基づき、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって、本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて次代を担う若者としての資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する、満50歳以下役員または従業員で、本部会の目的及び事業に積極的に協力し、本部会の趣旨に賛同する者によって組織する。

(委員会)

第 6 条 部会活動の充実を期することを目的とする委員会を置くことができる。

2 委員長、副委員長は部会長が指名し、役員会の承認を得る。

(負担金)

第 7 条 本会の運営に必要な経費は、原則として、本会の定める予算によってまかなうものとする。

- (1) 部会の運営に充てるため、毎年度3,000円の負担金を支払わなければならない。
- (2) 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(入 会)

第 8 条 本部会に入会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会入会申込書」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。

(退 会)

第 9 条 本部会の退会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会退会届」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。ただし、本会の会員資格を喪失した事業所の役員及びその従業員は、「公益社団法人青年部会退会届出書」を提出しなくても、本会事務局で退会の手続きをすることができる。

(その他)

第10条 この会則に定めがない事項については、役員会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この会則を改廃するときは、役員会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

青年部会の 活動記録



青年部会とは？

法人会は、60年を超える歴史を有し、約90万社が加入する団体です。税務署との協調のもと税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的に、全国各地の各法人会単位会を拠点として地域に密着した活動を展開しています。

その単位会のうちのひとつである松阪法人会は、昭和59年に社団法人として設立され、松阪税務署の管轄と同様の松阪市、多気町、明和町、大台町の会員企業により組織されてきました。新公益法人制度下においても、これまでの歴史を継承しつつ、平成25年4月から公益社団法人として新たなステージを迎えています。

青年部会は、この松阪法人会において、会員企業に勤務する50歳未満の役員または社員の個人会員により構成されています。会員企業の経営者及び松阪法人会役員の後継者の育成の場であるとともに、松阪法人会活動推進の担い手をして大きな役割を有しています。

